

# ■米原市道路路面復旧基準

令和4年3月1日

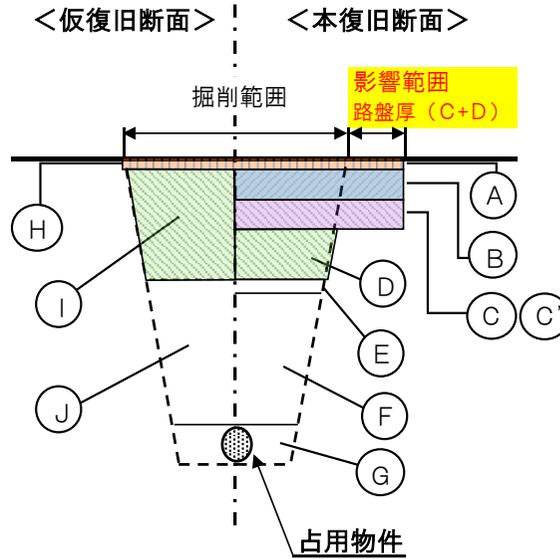
- この米原市道路路面復旧基準は、「米原市道路の掘削ならびに復旧する工事の実施要領」第8条に準じて運用するものです。
- 影響範囲の考え方については、別紙に示す基準のとおりとする。
- 復旧方法

## ◎仮復旧工法（占有者施工）

記号	名称	材料・工法
H	表層	密粒度アスコン（最大粒径20mm）
I	路盤	クラッシャーラン 修正CBR $\geq 30$
J	路床	良質土（切込砕石・山土等）
G	路体	締め固め可能土

## 大型車交通量による舗装種別の区分

舗装種別	大型車交通量（台/日・方向）
A号	1号 T < 100
B号	2号 100 ≤ T < 250
	3号 250 ≤ T < 1,000
	4号 1,000 ≤ T



## ◎本復旧工法（占有者または道路管理者の施工）

記号	名称	材料・工法
A	表層	車道：密粒度アスコン（最大粒径20mm）
		歩道7号：細粒度アスコン（最大粒径13mm）
		歩道8号：開粒度アスコン（最大粒径13mm）
B	基層	粗粒度アスコン（最大粒径20mm）
C	上層路盤	粒度調整砕石 修正CBR $\geq 80$
C'	上層路盤	瀝青安定処理 安定度3.43kN以上（本復旧4号のみ）
D	下層路盤	クラッシャーラン 修正CBR $\geq 30$
E	フィルター層	砂 0.074mm ふるい通過量 6%以下
F	路床	良質土（切込砕石・山土等） 修正CBR $\geq 20$
G	路体	締め固め可能土

## ◎仮復旧工事・本復旧工事 寸法表（上記基本図による）

種別	復旧工法 記号	仮復旧（単位：cm）				本復旧（単位：cm）										
		H	I	J	H+I+J	A	B	A+B	C	D	C+D	E	F	A+B+C+D+E+F		
A号	1号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	27.0	100.0以上	130.0以上	5.0	—	5.0	10.0	15.0	25.0	—	100.0以上	130.0以上	
	B号	2号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	42.0	100.0以上	145.0以上	5.0	—	5.0	10.0	30.0	40.0	—	100.0以上	145.0以上
		3号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	47.0	100.0以上	150.0以上	5.0	5.0	10.0	10.0	30.0	40.0	—	100.0以上	150.0以上
		4号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	49.0	100.0以上	152.0以上	5.0	7.0	12.0	9.0	31.0	40.0	—	100.0以上	152.0以上
		5号	セメントコンクリート舗装	3.0	37.0	100.0以上	140.0以上	施行箇所の実情にあわせ、別途指示する。								
歩道	6号	砂利道	—				—	—	—	10.0以上	—	10.0以上	—	100.0以上	120.0以上	
	7号	歩道（アスファルトコンクリート）	—				3.0	—	3.0	—	10.0	10.0	—	47.0以上	60.0以上	
	8号	歩道（透水性アスファルトコンクリート）	—				3.0	—	3.0	—	10.0	10.0	5.0	42.0以上	60.0以上	
	9号	歩道（歩板材舗装・・・タイル・平板等）	—				施行箇所の実情にあわせ、別途指示する。									

- 付記
- この表に示した復旧断面はあくまでも標準であり、地質または道路の構造等により例外もある。このような場合は、道路管理者の指示する断面で復旧すること。
  - 歩道舗装の復旧は、既存舗装が透水性舗装の場合、既存舗装の種別にかかわらず、歩道全幅を復旧する場合は、8号（透水性舗装）を用いることとする。
  - 本表は設計期間10年の道路の場合であり、設計期間を20年とする幹線道路の場合は別途指示する。
  - 現況車道が排水性舗装の場合の本復旧断面は、表層は開粒度アスコン、または基層は密粒度アスコンとし、断面構成については別途指示する。
  - 占有物件が下層路盤の下面から1.0mよりも浅い位置となる場合は、所定の路床が構成できないことから、別途協議する。
  - 仮復旧の際の表層（H）は道路の交通事情により上表よりも厚くすることが出来る。
  - 路床に用いる良質土の目安は修正CBR20以上とするが、個別の計算により設計CBR6以上が確保できる場合はこの限りでない。
  - 砂利道の復旧については、既存の厚さを基準とするが、これが10cmに満たない場合には、10cmとする。